

令和2年3月2日現在

令和2年新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業・小規模企業向け
三重県中小企業融資制度（県融資制度）一覧

現在、資金繰り支援のため利用可能な、主な県融資制度は次の通りです。

資金名	セーフティネット資金		リフレッシュ資金
	保証4号	保証5号	
融資対象	県内全域の 全業種（指定なし）	指定業種のみ （現在、152業種が指定）	全業種（指定なし）
	売上高減少 前年比 1か月実績 + 2か月見込 20%以上	売上高減少 前年比 3か月実績 5%以上	売上高減少 前年比（※） 1か月実績 + 2か月見込 3%以上
融資 限度額	8,000万円（中小企業等の場合） ※保証4号及び保証5号合算の金額		5,000万円 （中小企業等の場合）
融資期間	10年以内		7年以内
利率	金融機関所定利率（金融機関が決定）		
保証枠	一般保証枠とは 別枠の特別保証 （保証4号及び保証5号合算の金額） 無担保8,000万円、普通保証2億円		一般保証枠 無担保8,000万円、 普通保証2億円
保証料率	0.60% （県0.30%補助後）	0.44% （県0.24%補助後）	0.45%～1.50% （県最大0.40%補助後）
保証割合	信用保証協会が100%保証	信用保証協会が80%保証 （金融機関が20%責任共有）	
市町長の 認定	必要		不要
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・2/21 地域指定を要請 ・3/2 県内全域が地域指定 ・指定期間 6/1 まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の業種指定 3/31 まで ・指定業種の拡大につき、中小企業庁にて検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・2/5 制度改正 （融資対象の見直し）

※ 「リフレッシュ資金」は、前年・前々年・3年前のいずれかの同期と比較した減少実績等で判定

* いずれの資金も、取扱金融機関は、県内に本支店等を持つ銀行、信用金庫等30金融機関

* 上記の他、資金用途を問わない「小規模事業資金」、「創業・再挑戦アシスト資金」等も利用可能